



AUSTRALIAN COMPETITION  
& CONSUMER COMMISSION

# 玩具

## オーストラリアの義務的安全基準

2018年10月

オーストラリアに（オンラインまたは店頭で）供給される特定の玩具の製造、輸入、卸売または小売を行っている方は、該当するオーストラリアの義務的安全基準を順守しなければなりません。基準に適合しない玩具をオーストラリアの消費者に供給または販売することは違法です。

### 禁止品

オーストラリアでは、ビーズを含有する玩具、ヨーヨーウォーターボール、小型の強力な磁石および子ども用プラスチック製品中のDEHPは恒久的に禁止されています。

### 発射玩具（14歳以下の子ども用）

本義務的基準は、次のような発射物を発射することができる新品の玩具に適用されます。

- 小さなダーツ（57mm未満）を空中に発射する銃またはその他のプルバック玩具
- 銃などの即席で作った物体を高速で空中に発射できる玩具

### ラベル

包装には、以下のような行為の危険性に関する警告を付さなければなりません。

- 発射物を発射する際に目や顔に向けるなどの不適切な使用
- 製造者が特別に供給または推奨する発射物以外の発射物を使用すること。

ラベルには、玩具が対象とする子どもの最低年齢を記載する必要があります。

### その他の重要な要件

発射玩具は、以下の要件を満たす必要があります。

- 先端に吸引キャップが付いている発射物の最小寸法を満たしていること
- トルクおよび引張試験の間、発射物に付属した状態を保つ保護先端を有すること
- 他の物体を発射することができない発射機構を備えていること。可能であれば、潜在的な危険に関して使用者の注意を喚起しなければならない。
- 運動エネルギー、トルクおよび張力、小型シリンダー試験に関連する種々の試験要件、ならびに高速ローターおよびプロペラの要件を満たしていること

高速で回転するローターまたはプロペラの周囲は、負傷のリスクを低減するために、リング形状でなければならない。

## 鉛やその他の元素を含有する玩具（6歳までの子ども用玩具）

この基準は、新品として供給される玩具およびフィンガーペイントに適用されますが、以下のものは除外されます。

- スポーツ用品
- キャンプ用品
- 自転車
- 家庭および屋外の遊び場の遊具
- トランポリン
- 電子ゲームユニット
- 燃焼・蒸気機関を動力源とする模型
- ファッションジュエリー

オーストラリアに供給される玩具やフィンガーペイントには、下表に列挙されたレベルを超える体内移行レベルが含まれてはなりません。

## 磁石入り玩具（14歳までの子ども向けおもちゃ）

この基準は、危険な小型磁石および／または磁性部品を含む玩具であって、新品として供給されるものに適用されません。

危険な小型磁石とは、磁気強度または磁束指数が  $50\text{kg}^2\text{mm}^2$  を超える磁石で、様々な形状およびサイズのものをいいます。

義務的基準は、次のものには適用されません。

- 遊びに使用することを目的としないモーター、リレー、スピーカーおよび電気部品
- スポーツ用品やキャンプ用品
- 自転車
- 家庭用および公共の遊具
- トランポリン
- 電子ゲームユニット
- 燃焼・蒸気機関を動力源とする模型
- 子ども向けのファッションジュエリー

## ラベル

包装および説明書には、以下の文言または同旨の文言を含む警告ラベルが含まれていなければなりません。

**WARNING!** The product contains small magnet(s). Swallowed magnets can stick together across intestines causing serious infections and death. Seek immediate medical attention if magnet(s) are swallowed or inhaled.

## その他の重要な要件

危険な小型磁石は、玩具の落下、引っ張り、ねじれなど、遊びによって生じ得る構造的損傷をシミュレートするように設計された試験に供された後に緩んではなりません。

## 36ヶ月までの赤ちゃん向けの玩具

この基準は、玩具として製造、設計、表示、販売された玩具に適用されます。

本義務的基準には、以下の玩具が収載されています（ただし、これらに限定されません）。

- ガラガラ、おもちゃのダミー、おしゃぶり、スクイーズ玩具
- 寝台、ベビーサークル、乳母車、ベビーカーに取り付ける玩具
- プッシュトイおよびプルトイ
- 叩く玩具
- ブロックや積み木
- お風呂用のおもちゃ
- 揺り木馬／フィギュア、跳ねる木馬／フィギュア、馬およびフィギュアのスティック
- 音が鳴る玩具
- びっくり箱
- ぬいぐるみ、フラシ張りの動物やフィギュア
- 人形
- ポンポンが付いた玩具
- ゲームやパズル
- おもちゃの車、トラック、その他の車両

## 許容量/kg

		元素							
	製品	アンチモン	砒素	バリウム	カドミウム	クロム	鉛	水銀	セレン
数量	玩具	60	25	1000	75	60	90	60	500
(mg/kg)	フィンガーペイント	10	10	350	15	25	25	10	50

以下のものは義務的基準の対象ではありません。

- 風船
- 大理石
- テープおよびCD
- 書籍
- 文房具
- 塗料・塗装ブラシ
- プレイドウ、粘土、塑像用粘土などの模型製作用材料
- ホイールベースが640mm以上の自転車
- 公園、学校、家庭用の遊具
- 全部または一部が組み立てられておらず、購入後に大人が組み立てる必要がある物品であって、提供された説明書に従って組み立てた場合に規定の基準に適合するもの
- 浮遊玩具
- 乳児用タミー
- 多孔性の高い素材（チーズクロスなど）のみで作られた玩具（ポンポンが付いた玩具を除く）
- 特定のプラスチック製の玩具で、義務的基準に従ってラベルが貼られているもの。

## ラベル

玩具が36ヶ月未満の子どもの対象であるか、または36ヶ月未満の子どものに適していると一般に認識されている場合には、これより年長の子どもの向けの表示があり／市販されている場合でも、本義務的基準が適用されることがあります。

玩具を使用するための適切な年齢に関する指針については、[米国消費者製品安全委員会 \(CPSC\) の米国年齢決定ガイドライン](#)をご覧ください。

## その他の重要な要件

玩具自体および玩具から外すことができる全てのパーツは、概ね35mmのキャンスターより小さくてはいけません。

## 浮揚および水遊び用玩具 (14歳以下の小児用)

これらの玩具は、以下に該当するか否かに関わらず、水中で子どもの体重を支えるように設計されています。

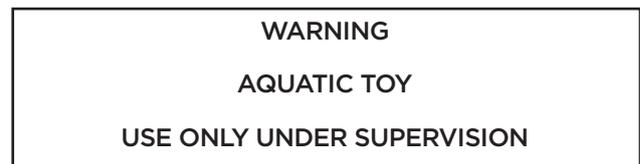
- 膨張式
- 着用される
- それ以外の方法で身に付ける

以下のものは、義務的基準の対象ではありません。

- ビーチボール
- サーフボード
- ボディ／ブギーボード
- 膨張式エアベッド
- 深水用の膨張式ボート
- キックボード

## ラベル

水遊び用玩具には、次の警告ラベルを恒久的に付さなければなりません。



警告の文言は以下の条件を満たさなければなりません。

- 製品の寿命の間、判読可能であり、製品に付着していること
- ブロック体で書かれていること
- 高さが6mm以上であること
- 背景色とは対照的な色であること

## その他の重要な要件

膨張可能な水遊び用玩具のすべての空気入口は、玩具に恒久的に取り付けられたストッパーを有する逆止め弁を備えていなければなりません。

玩具を膨らませたときに、ストッパーが玩具の表面から5mmを超えて突き出てはいけません。



## 試験

義務的基準の対象となる製品の供給業者は、製品が義務的基準に適合していることを確認するために、専門の実験室を使用して製品の試験を実施するように努めてください。

[製品試験](#)の詳細については、Product Safety Australiaのウェブサイトをご覧ください。

## 消費者保証

オーストラリア市場に供給しているすべての業者は、オーストラリア国内に所在するかどうかに関わらず、オーストラリアの取引法に従わなければなりません。商品に欠陥がある場合、商品が安全でない場合、または所期の機能もしくは外観を有しない場合には、供給業者は、消費者に修理、交換または返金を行わなければなりません。これらの法律はオーストラリア消費者法（2010年競争および消費者法の付属書類2に含まれる）の一部を構成しています。

詳細については、オーストラリア競争・消費者委員会のウェブサイト [www.accc.gov.au/consumerrights](http://www.accc.gov.au/consumerrights) をご覧ください。

## 詳細

供給業者は、**全ての**コンプライアンス要件を把握するために、義務的基準および自主的基準を読む必要があります。自主的基準は [SAI Global](#) から入手できます。

義務的基準はオーストラリアおよびニュージーランドの自主的基準を基礎としており、改正によって変更されることがあります。

製品	義務的基準	自主的基準
発射玩具	<a href="#">Consumer Protection Notice No. 16 of 2010</a>	<a href="#">AS/NZS ISO 8124.1:2002</a>
鉛およびその他の元素を含有する玩具	<a href="#">Consumer Protection Notice No. 1 of 2009</a>	<a href="#">AS/NZS ISO 8124.3:2003</a> <a href="#">AS 8124.7-2003</a>
磁石入り玩具	<a href="#">Consumer Protection Notice No. 5 of 2010</a>	<a href="#">AS/NZS ISO 8124.1:2002</a>
36ヶ月までの赤ちゃん向けの玩具	<a href="#">Consumer Protection Notice No. 14 of 2003</a>	<a href="#">AS/NZS ISO 8124.1:2002</a>
浮揚および水遊び用玩具	<a href="#">Consumer Protection Notice No. 2 of 2009</a>	<a href="#">AS/NZS ISO 8124.1:2002</a>
風船膨らませキット	<a href="#">Trade Practices (Consumer Product Safety Standards) Regulations 1979</a>	

ウェブサイトをご覧ください: [www.productsafety.gov.au](http://www.productsafety.gov.au)

ソーシャルメディアをフォローしてください:

